

周防大島町ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店募集要項

1 ふるさと納税払いチョイス Pay 導入の目的

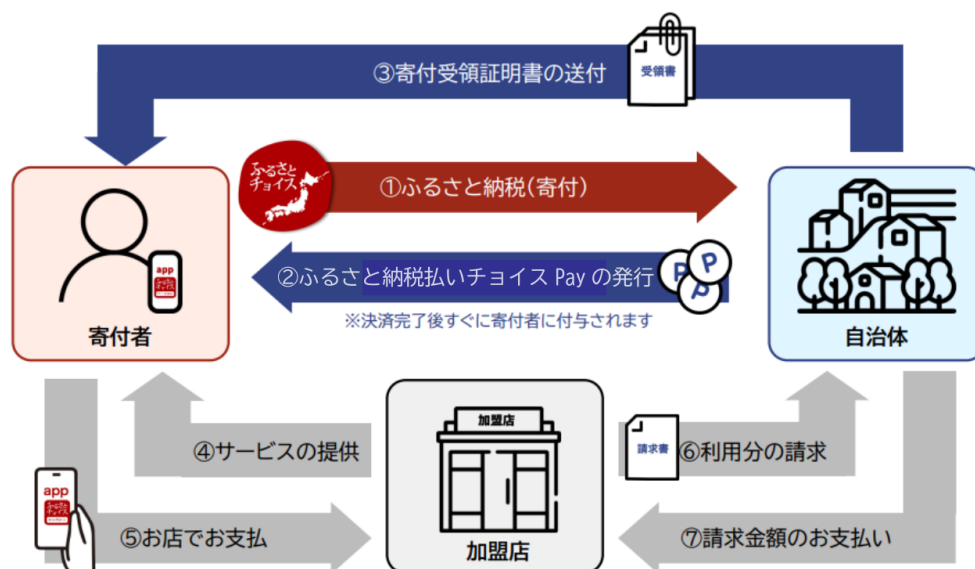
ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払いチョイス Pay を導入し、寄附者に直接周防大島町（以下「本町」という。）を訪れていただき、本町の魅力を感じて頂くことにより、関係人口を増やし町の活性化を図ります。

2 ふるさと納税払いチョイス Pay とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取り扱う地域限定の電子ポイントであり、本町が定めた加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため（タブレット端末等の事前準備は必要）、これまでふるさと納税の返礼品を容易に取扱うことができなかった飲食店や土産物店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払までの流れ

- (1) 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本町へ寄附を申込み
- (2) お礼の品としてふるさと納税払いチョイス Pay を選択された寄附者に対し、本町からふるさと納税払いチョイス Pay を発行（決済完了後すぐに付与）
- (3) 本町（中間事業者）から、寄附者に対し、寄附金受領証明書等を発行
- (4) 寄附者が本町を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- (5) 寄附者が加盟店に対し、ふるさと納税払いチョイス Pay で対価を支払い
- (6) 毎月末日締めで、寄附者のふるさと納税払いチョイス Pay 利用金額を本町へ請求
- (7) 本町（中間事業者）が加盟店に対し、寄附者の利用金額を支払い



4 加盟要件

(1) 本町ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の要件を全て満たしていること。

- ① 本町から課税されている全税目について、未納がないこと。
- ② 町内に店舗（飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- ③ 「(2) 対象商品等」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、ふるさと納税払いチョイス Pay の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。

※「ふるさとチョイスふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店ガイドライン」に反しない店舗であること。

- ④ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

(2) 対象商品等

加盟店がふるさと納税払いチョイス Pay と引き換えに寄附者に提供できる商品は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 本町内で生産、製造、加工又は町内で提供可能なサービスであることなど、平成 31 年総務省告示第 179 号の地場産品基準のいずれかに該当するものであること（地場産品基準の主な基準は次の表のとおり）。

○地場産品基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本町の区域内において生産されたものであること。2 本町の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。3 本町の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。4 返礼品等を提供する本町の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。5 本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。 |
|---|

6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを併せて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

7 本町の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。

② 次のいずれかに該当しない店舗であること。

ア) 店舗の商品構成が地場産品以外のものが過半数を占め、運用により地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗

イ) 全国共通のサービスを提供する店舗（全国展開するフランチャイズの飲食店、地域に関連性がないサービス）

5 個人情報の保護

加盟店は、個人情報の取扱いについて、周防大島町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

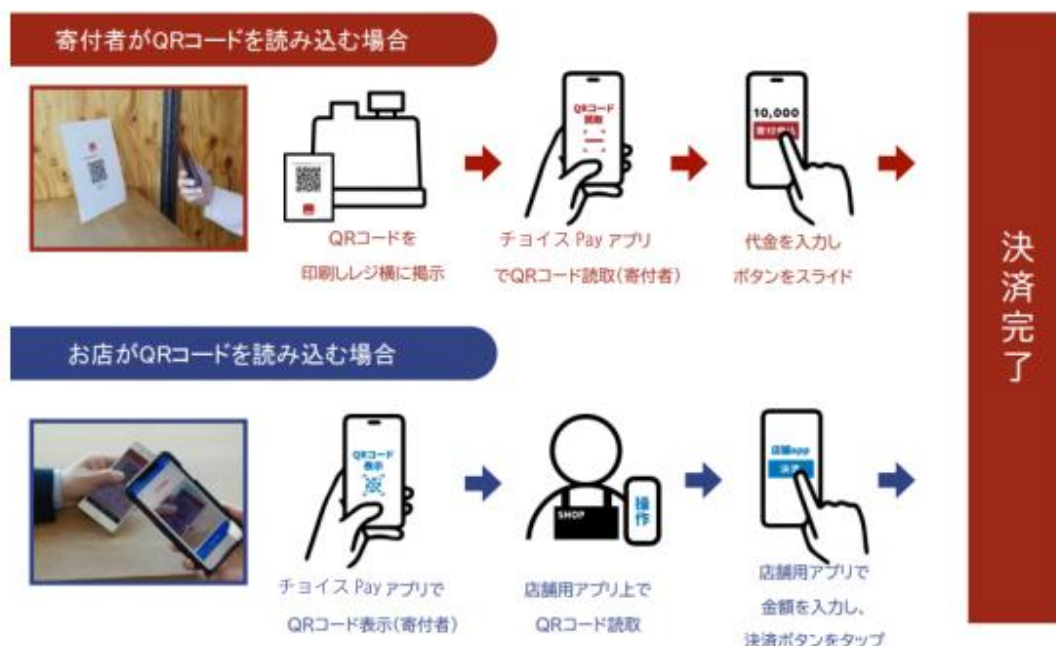
6 その他留意事項

- (1) 加盟店は、申込内容を変更する場合は、速やかに本町へ報告するものとします。
- (2) 加盟店は、対象商品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めてください。
- (3) 加盟店は、対象商品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとします。また、対象商品による保証やクレーム対応について、本町は一切責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、加盟店の登録を取り消します。
- (4) 加盟店が営業を終了したときは、その登録を取り消します。
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるときは、その登録を取り消します。
- (6) 本町は、申込み内容に虚偽があった場合及び町に損害を及ぼす行為があった場合には、加盟店の登録を取り消します。
- (7) 本町に申し出なく町外でチョイス Pay を使用した場合には、加盟店の登録を取り消します。
- (8) 地場産品基準対象外の商品等について、加盟店として意図的にふるさと納税払いチョイス Pay と交換していることが確認できた場合には、加盟店の登録を取り消します。
- (9) 本町は、加盟店が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により対象商品としてふさわしくないと判断される場合には、登録を取り消します。

7 ふるさと納税払いチョイス Pay の利用方法

- (1) 寄附者がふるさと納税払いチョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。
- (2) ふるさと納税払いチョイス Pay のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払方法で決済を実施すること。

※お店側が二次元コードを読み取る場合に必要なスマートフォン又はタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担とします。



8 ふるさと納税払いチョイス Pay の精算について

(1) 請求方法

① 売上金確認

チョイス Pay CMS（専用管理サイト）より利用履歴を確認。

② 請求書の作成・送付

請求書（様式は任意）を作成し、事務局まで郵送または PDF をメールで送付。

※メールで送付する場合は、件名『〇月分事業者名チョイス Pay 利用分』と記載。

(2) 支払日

毎月末日締めとし、翌月 5 日までに請求書到着分は 20 日までに、翌月 15 日までに請求書到着分は月末までに、加盟店が指定した振込先口座に、ふるさと納税払いチョイス Pay 取引金額を支払います。振込手数料は、本町の負担とします。

9 募集期間

随時申し込みを受付けます。

10 申込方法

下記の「申込フォーム」から申込ください。

申込フォーム URL : <https://logofom.jp/form/PU5M/231410>

申込フォーム QR コード



※「申込フォーム」は登録を希望する店舗ごとにお申込ください。

11 加盟店の決定

加盟要件を満たしており、本町が加盟店として適当であると認めた場合、加盟店として登録できます。結果については、加盟店希望者へ通知します。

12 事務局（問い合わせ先）

周防大島町政策企画課地域振興班

【平日】8:30～17:15

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2

電話番号：0820-74-1007

メールアドレス：seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

令和5年4月1日 策定